

○平成30年度安中市健康増進施設恵みの湯事業特別会計歳入歳出決算認定について

○平成30年度安中市水道事業会計剰余金処分及び決算認定について

○平成30年度安中市病院事業会計決算認定について

○平成30年度安中市介護サービス事業会計決算認定について

○令和元年度安中市一般会計補正予算(第3号)

○令和元年度安中市介護保険特別会計補正予算(第2号)

**11月は計量強調月間です**

水道メーター、電力量計、はかり、ガソリンメーター、タクシーメーターなど、私たちの身の回りでは、さまざまな計量器が使われています。私たちの暮らしが安全で安心であるためには、これらの計量器が正しく使われていることが重要です。

計量についての正しい知識と理解を広め、計量意識の一層の向上を図るため、11月を「計量強調月間」と定めています。この機会に、身の回りの計量器に目を向けてみましょう。

また、群馬県計量検定所では、家庭の体重計や料理用はかりなどの精度確認の依頼を受け付けています。計量についてのご相談にも応じていますので、お気軽にご利用ください。

**相談日**▼月々金曜日(祝日・年末年始を除きます)

**相談時間**▼午前9時～午後4時

**相談方法**▼来所または電話

**相談・問合せ**▼群馬県計量検定所

(前橋市下大島町81-13)  
(☎027-263-2436)

**不動産合同公売を  
実施します**

市税の滞納処分として差し押さえた不動産(土地・建物)を公売に付し、入札によって得た売却代金を市税に充てます。今回は、土地付建物1件、土地4件の計5件の不動産が公売対象です。

※当初予定していた土地付建物「安中市-1」については公売中止となりました。

当公売は本市と高崎市、富岡市、神流町、富岡行政県税事務所と合同で行います。

多くの機関で公売を実施することで、より多くの入札・売却と税収確保を目指します。

原則どなたでも参加ができますので、関心のある人は、ぜひご検討ください。詳細は市のホームページまたは公売広報にてご確認ください。

**入札期日**▼11月25日(月)午後1時受付開始

**場所**▼高崎市役所本庁舎17階 受付 172会議室

**入札会場** 171会議室

**夜間納税相談窓口**▼

市役所開庁時間に納税相談ができない人のために、左記の開設日(納期限日)に夜間窓口を開設しています。

**開設日**▼12月2日(月)

**時間**▼午後8時まで

**場所**▼困収納課

**問合せ**▼困収納課(☎内線1086)

**国民年金からのお知らせ**  
「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます  
年末調整・確定申告まで大切に保管を

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。控除を受けるには、その年の1月1日から12月31日までに納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。このため、平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人には、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

ただし、9月下旬から10月上旬にコンビニエンスストアで保険料を納付した一部の人は、11月中旬に送付されます。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめに国民年金保険料を納付した人には、来年の2月上旬に送付されます。

ご家族の国民年金保険料を納付した場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についての照会や、控除証明書のはぎに表示されている電話番号にお問い合わせください。

**保険料の追納をお勧めします**

国民年金保険料の全額免除や一部免除の承認を受けた期間については、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。

また、納付猶予や学生納付特例の承認を受けたままであとから保険料を納めなかった場合、その期間については、年金を受けるための資格期間に入りますが、老齢基礎年金額には反映されません。

そこで、これらの期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること(追納)ができます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年以降に追納する場合には、当時の保険料に経過した年数に応じて加算額が上乘せされます。

詳しくは、高崎年金事務所へ相談してください。

**保険料を納め忘れた人には電話や訪問による納付のご案内をしています**

国民年金保険料の納め忘れはありませんか。

保険料の納め忘れなどで未納となっている人に対して、日本年金機構が委託した会社(株式会社アイヴィジット)が電話や訪問により保険料の納付のご案内をしています。この際、個人のプライバシーに関するについてお尋ねすることはありません。

大事な年金の受給権を失わないために、保険料はきちんと納めましょう。

**問合せ**▼高崎年金事務所国民年金課

(☎027-322-4299)